

戸籍全部(個人)事項証明書等の交付請求書の手引き

担当部課名 館山市健康福祉部市民課
電 話 0470-29-5404

- 1 この請求書では、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・除籍全部事項証明書(除籍謄本)・除籍個人事項証明書(除籍抄本)・戸籍の附票・身分証明書等を請求することができます。
- 2 戸籍に記載されている人、またはその配偶者、直系の親族の人(本人等といいます。)については、戸籍証明書を利用する理由は不要です。本人等以外の人については、正当な理由を請求書に詳しく書いてください。
 - ① 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳しく書いてください。
 - ② 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を書いてください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も書いてください。
 - ③ その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を書いてください。
- 3 窓口では、下記の書類の提示又は市長が適当と認める方法で本人確認を行います。本人であることを確認できる書類をお持ちください。
 - ① 1点で確認する書類
運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード・マイナンバーカード(顔写真付き)等の
国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書等で写真が貼付されたもの
 - ② 複数組み合わせで確認する書類
国民健康保険等の被保険者証・各種年金証書・国または地方公共団体を除く法人
が発行した身分証明書等
 - ③ その他市長が適当と認める方法
- 4 窓口に来た人が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類(委任状)が必要となります。
- 5 偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

6 手数料

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	450円
除籍全部事項証明書(除籍謄本)・除籍個人事項証明書(除籍抄本)	750円
戸籍の附票	350円
身分証明書	350円
届書の受理証明書	350円